

資料 4

料率見直しのスケジュールについて

- 1 農業保険法に基づき、農業共済における農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済並びに収入保険の料率については、3年ごとに改定（一般改定）をすることとされている。
また、改定に当たっては、農業保険部会において審議をしていただくこととしている。
- 2 本年度（令和6年度）は、収入保険の一般改定期にあたることから、保険料標準率の算定方式の考え方について審議をしていただく。

年度	令和 3	4	5	6	7
農作物共済			○		
家畜共済		○			○
果樹共済	○			○	
畑作物共済	○			○	
園芸施設共済			○		
収入保険	○			◎	